

令和元年度採択 日本-米国研究交流 「次世代社会のためのデジタルサイエンス」公募要領

公募期間：令和元年 6 月 27 日（木）～同年 9 月 9 日（月）12 時（正午、日本時間）

■背景

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）では、米国国立科学財団（NSF）と協力し、日本と米国の研究者間での国際共同研究への発展を目指す研究交流を支援することとなりました。今回、「次世代社会のためのデジタルサイエンス」に関する研究交流課題を公募いたします。

■予算配分機関

日本側： 科学技術振興機構（JST : Japan Science and Technology Agency）

米国側： 米国国立科学財団（NSF : National Science Foundation）

■公募領域・評価項目

米国側予算配分機関 NSF のサイトに掲載されている公募要領（Smart and Connected Communities, NSF 19-564. Eligible award category: Planning Grants および Dear Colleague Letter（下記 URL））を参照ください

<https://www.nsf.gov/pubs/2019/nsf19564/nsf19564.htm>

<https://www.nsf.gov/pubs/2019/nsf19077/nsf19077.jsp>

以下、公募要領（Dear Colleague Letter）より公募領域該当箇所について抜粋

Complementary expertise and resources in the US and Japan enable research in areas which are fundamental to smart and connected community solutions. Specific areas include, but are not limited to, disaster response and emergency management, precision agriculture, cybersecurity of the electric grid and Internet-of-Things (IoT) devices, and wired and wireless networking.

■申請方法

① 日米両国の研究代表者は共同で研究提案書（英語）を作成する（記載事項は NSF サイトを参照

のこと)。

- ② 米国側研究代表者は、共同で作成した研究提案書内容を NSF 指定の電子申請システム (FastLane system もしくは Grants.gov) へ入力し提出する。※米国時間 9 月 6 日 (金) 午後 5 時まで。
- ・ FastLane system (<https://www.fastlane.nsf.gov>)
 - ・ Grants.gov (<http://grants.gov>).
- ③ 米国側研究代表者は、電子申請システムから「NSF へ提出の研究提案書 (英語) .pdf」をダウンロードし、速やかに日本側研究代表者へメール等で送付する。
- ④ 日本側研究代表者は、e-Rad システムへ必要項目を入力と合わせて「NSF へ提出の研究提案書 (英語) .pdf」と共に「日本側申請書 Form1J~3J.pdf」書類を添付し申請する。※日本時間 9 月 9 日 (月) 12 時 (正午、日本時間) まで。
- ・ e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>)

e-Rad システムの詳しい操作方法については公募要領別紙 (本紙後半パート) の「第 5 章 府省 共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご参照ください。e-Rad の操作に関することは、e-Rad ヘルプデスク (電話番号 : 0570-066-877) へお問い合わせください。

公募締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

※公募締切までに日米双方で申請がなされなかった場合は、いかなる理由があっても審査の対象になりませんのでご注意ください。

■応募要件

応募資格 :

- ・ 日本側研究代表者は研究期間中、日本国内の大学、独立行政法人、企業などの研究機関に所属していること。国籍・役職に制限はありません。
※申請時に日本国内の研究機関に所属していない場合は、申請前に jointus@jst.go.jp までご連絡ください。
- ※研究機関が、**国又は地方公共団体である場合** (省の施設等機関含む。国立大学法人等は非該当)、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究

契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。申請前に所属機関の確認が必要です。所属機関確認後、申請前に jointus@jst.go.jp までご連絡ください。

- ・ 本公募では、若手研究者（原則 42 才以下の e-Rad 番号所持者（原則、学生不可）もしくは企業所属者）の研究参画が求められます。日本側申請書に参画若手研究者の情報を記載してください。そのうえで、研究交流計画に参画若手研究者の役割を記載してください。日本側研究代表者が 42 才以下の場合、さらなる若手研究者の参画は必須ではありません。

※若手研究者の年齢は原則平成 31 年 4 月 1 日時点で 42 才としますが、ライフイベント等による研究活動休止の勘案事項は備考欄に記載してください。

※「NSF へ提出の研究提案書（英語）」の The Collaborators and Other Affiliations Information に若手研究参画者を記入してください。

- ・ 米国側応募要件の詳細に関しては NSF 担当者へお問い合わせください。
- ・ 日本側研究代表者は研究倫理講習受講済みであることが必要です（詳細は「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を参照ください）。

■公募期間：

日本側 令和元年 6 月 27 日（木）～同年 9 月 9 日（月）12：00（正午、日本時間※）

米国側 令和元年 6 月 28 日（金）～同年 9 月 6 日（金）17：00（米国時間※※）

※NSF の公募要領（Dear Colleague Letter）にも JST へ提出が必要であることが記載されていますが、日本側研究者の責任にて「NSF へ提出の研究提案書（英語）.pdf」を米国側研究者から受け取り、e-Rad へ登録申請してください。

※※米国側研究者が提出するローカルタイムとなります。「日本側予算フォーム(Form2J).pdf」を前もって米国側研究者に送ってください。NSF への申請に必要です。

■支援内容

○委託研究費：

JST は日本側研究チームに対し、NSF は米国側研究チームに対して委託研究費を提供します。共同研究課題が採択された場合、委託研究期間中、1 課題につき日本側研究チームは JST から総額上

限 825 万円（直接経費の 10%に当たる間接経費込み）、米国側研究チームは NSF から総額上限 7.5 万米ドル（約 825 万円相当）が配分予定です。

○採択予定数：

6～7 件

○委託研究期間（予定）：

研究期間は約 1 年間です。JST と NSF は令和 2 年 1 月からの研究開始を予定しています。委託研究の終了について、JST は令和 3 年 3 月末を予定していますが、NSF は研究開始日より 1 年を予定しております。

■委託研究に関する内容

今回の公募によって行われる委託研究は、日本と米国の研究者間での国際共同研究への発展を目指す研究交流を促進するためのものです。JST は日本側研究チームに対し、NSF は米国側研究チームに対して委託研究費を提供します。

従って、委託研究費は主に国際共同研究実施に必要な研究費、人的研究交流費に対して提供されます。（※旅費について JST は日本側研究チームの旅費を、NSF は米国側研究チームの旅費を負担します。）

■日本側研究代表者が e-Rad へ提出する書類

- ①NSF へ提出の研究提案書(英語).pdf
- ②日本側応募申請書(Form1J).pdf
- ③日本側予算フォーム(Form2J).pdf
- ④日本側研究代表者所属機関長確認書(Form3J).pdf

- ・ e-Rad への必要項目入力「研究開発課題名」には、「NSF へ提出の研究提案書(英語).pdf」に記載の英語課題名を冒頭の“JST”を省略して入力してください。
- ・ 4 種類の申請書類は一つに統合せずに、それぞれ別ファイルとしてアップロードをしてください。「NSF へ提出の研究提案書(英語).pdf」に「日本側予算フォーム(Form2J)」が含まれていても、別途「日本側予算フォーム(Form2J)」もアップロードしてください。
- ・ 「日本側応募申請書(Form1J)」の日本側研究代表者・日本側研究分担者の備考欄の“当該研究者

に關係する機関（実施料収入を得ている機関、持ち株会社など）について自己申告”は公募要領別紙（本紙後半パート）の「第2章 公募・選考における利益相反マネジメントの実施」を参照してください。該当事項がない場合は“該当なし”と記載してください。

- ・ 「日本側応募申請書(Form1J)」の「法令等の遵守、人権の保護、知的財産取扱への対応（チェックリスト）」に押印は不要です。
- ・ 「日本側予算フォーム(Form2J)」には、総額上限 825 万円（直接経費上限 750 万円＋間接経費（直接経費の 10%））の予算計画を記入してください。千円以下は切り捨てです。
なお、採択後に政府予算等の都合のため委託研究費が調整されることがあります。
- ・ 米国側研究者へ、「日本側予算フォーム(Form2J)」を前もって提出し、NSF への申請書類と一緒に登録してください。
- ・ 「日本側応募申請書(Form1J)」と「日本側研究代表者所属機関長確認書(Form3J)」については、NSF 側への提出が必要ありません。
- ・ 「日本側研究代表者所属機関長確認書(Form3J)」提出には、所属機関長の押印が必要です。所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、研究科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。やむをえない事情などにより、確認書の提出が公募締切に間に合わないと思込まれる場合は、締切前までに jointus@jst.go.jp へお問い合わせください。
- ・ 「日本側研究代表者所属機関長確認書(Form3J)」原本の提出は求めています。
- ・ e-Rad にアップロードできる、1 ファイル当たりの最大容量は 10MB です。申請書が 10MB 以上のファイルになった場合、申請前に jointus@jst.go.jp へご連絡ください。
- ・ e-Rad への登録が完了すると、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」と表示されます。
- ・ 公募期間終了後、申請書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、申請が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステータスが、「受理済」に変わります（相手国側との調整で数ヶ月要する場合があります）。
- ・ 本公募では、書類審査のみを予定しております。申請書類内容について、メール（jointus@jst.go.jp）等で研究代表者に問合せをすることがあります。

■結果の通知

選定の結果については、令和元年 12 月末頃（もしくは年明け）に通知する予定です。米国側との調整等の関係で通知が遅れる場合があります。

■問い合わせ

日本側：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

国際部 事業実施グループ 米国担当

TEL：03-5214-7375 FAX：03-5214-7379

E-mail: jointus@jst.go.jp

※お問い合わせは、なるべく電子メールにてお願いします。

※電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く

米国側：

米国国立科学財団（NSF：National Science Foundation）

Directorates for Computer and Information Science and Engineering (CISE)

Smart and Connected Communities, NSF 19-564.

公募要領別紙

JST 戦略的国際共同研究プログラム (SICORP)

日本側応募者への 応募にあたっての注意事項



国際部

令和元年 6 月

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	5
1.1 SICORP(Strategic International Collaborative Research Program)について	5
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	7
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	7
1.2.2 ダイバーシティの推進について	9
1.2.3 公正な研究活動を目指して	10
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて	11
第 2 章 公募・選考における利益相反マネジメントの実施	12
2.1 選考に関わる者の利益相反マネジメント	12
2.2 PI の利益相反マネジメント	13
2.3 JST の利益相反マネジメント	14
第 3 章 採択後の研究推進等について	15
3.1 研究計画の作成・提出	15
3.2 研究報告書の作成・提出	15
3.3 委託研究契約	15
3.4 研究費	15
3.4.1 研究費（直接経費）	16
3.4.2 間接経費	16
3.4.3 複数年度契約と繰越制度について	17
3.5 研究機関の責務等	17
3.6 その他留意事項	19
3.6.1 出産・子育て・介護支援制度	19
3.6.2 JREC-IN Portal のご利用について	20
3.6.3 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて	20
3.6.4 関係法令等への対応の遵守および法令遵守に関する確認書の提出について	20
第 4 章 応募に際しての注意事項	21
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	21
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	22

4.2.1 不合理な重複に対する措置.....	22
4.2.2 過度の集中に対する措置	23
4.2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	25
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	25
4.4 不正使用及び不正受給への対応	25
4.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	27
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	27
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	27
4.8 繰越について	28
4.9 府省共通経費取扱区分表について.....	28
4.10 費目間流用について	28
4.11 年度末までの研究期間の確保について	28
4.12 社会との対話・協働の推進について	29
4.13 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	29
4.14 研究設備・機器の共用促進について	30
4.15 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	31
4.16 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	32
4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	32
4.18 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	33
4.19 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	34
4.20 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	38
4.21 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	38
4.22 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	39
4.23 研究者情報の researchmap への登録について	39
4.24 JST からの特許出願について	39
4.25 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制	40
4.26 生命倫理及び安全の確保	40
4.27 人権及び利益の保護	40
4.28 社会的・倫理的配慮	41
4.29 研究者の安全に対する責任	41
4.30 研究成果の軍事転用の禁止	41

4.31 応募に際してよくある質問	42
-------------------------	----

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 43

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	43
5.2 e-Rad を利用した応募に当たっての注意事項	43
5.3 e-Rad による応募方法の流れ	44
5.4 具体的な操作方法と注意事項	45
5.4.1 研究機関、研究者情報の登録.....	45
5.4.2 公募要領および研究提案書の様式の取得	45
5.4.3 研究提案書の作成	47
5.4.4 e-Rad への必要項目入力.....	48
5.4.5 研究提案書の提出	57
5.4.6 応募情報状況の確認	59
5.4.7 提出した応募情報の修正「引き戻し」について	59
5.4.8 研究提案の JST による受理	61
5.5 その他	61

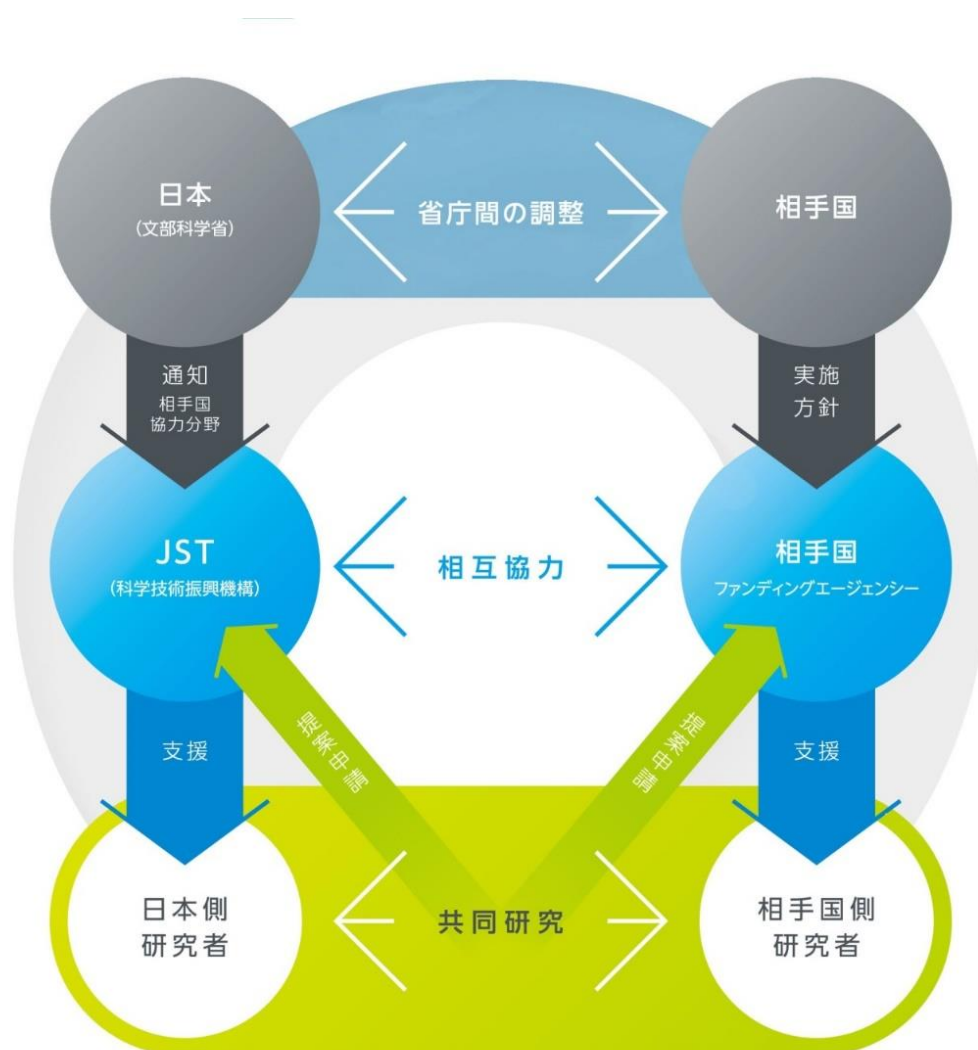
第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 SICORP(Strategic International Collaborative Research Program)について

■ 単一国で解決できない国際共通的な課題の解決や、国際連携による我が国の科学技術力の強化に資する成果を得ることを目的としています。

■ 省庁間合意等に基づき、文部科学省が特に重要なものとして設定する相手国・地域、分野において、研究機関同士で協力・協調し、イコールパートナーシップによる国際共同研究を実施します。

■ JST は相手国・地域の研究支援機関と連携して、指定された分野において共同で研究提案を公募・採択し、より大規模な国際共同研究を支援します。



■本項と併せて本事業ウェブサイトも御覧ください。

JST 戦略的国際共同研究プログラム(SICORP:サイコープ)

<https://www.jst.go.jp/inter/index.html>

ベルモント・フォーラムについて

<https://www.jst.go.jp/inter/program/multilateral/belmont-forum.html>

JST 国際緊急共同研究・調査プログラム (J-RAPID : ジェイ-ラピッド)

<https://www.jst.go.jp/inter/program/j-rapid/j-rapid.html>

JST 国際科学技術基盤整備事業

<https://www.jst.go.jp/inter/program/kiban/gather/taiwan.html>

JST 戦略的国際科学技術協力推進事業

https://www.jst.go.jp/inter/program/sicp/sicp_structure/general.html

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

令和元年 7 月 5 日改訂

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

第 2 章 公募・選考における利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

2.1 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、PI※（主たる共同研究者を含む）に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません（※PI：研究代表者（Principal Investigator））。

- a. PI（主たる共同研究者を含む）と親族関係にある者。
- b. PI（主たる共同研究者を含む）と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. PI（主たる共同研究者を含む）と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. PI（主たる共同研究者を含む）と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. PI（主たる共同研究者を含む）の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

2.2 PI の利益相反マネジメント

PI が「PI に関する機関」を参画機関とする提案を行い、「PI に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PI の利益相反に該当する可能性があります。従って、PI と「PI に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PI に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a 及び b については PI のみではなく、PI の配偶者及び一親等内の親族（以下、「PI 等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. PI 等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. PI 等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. PI 等が株式を保有している機関。

d. PI 等が実施料収入を得ている機関。

「PI に関する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から JST の別途定める委員会にて審議します。そのため、「PI に関する機関」を参画機関とする場合、提案書の備考欄に、「PI に関する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、PI の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

2.3 JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について JST の別途定める委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の研究内容記載部分の最後に備考欄を作成し、出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイト参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイト参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成・提出

採択決定後、すみやかに全体研究計画書を作成・提出いただきます。また、毎年度研究計画書を同様に作成・提出いただきます。プログラムにより書式が異なりますので、JST 担当者からの指示に従ってください。

3.2 研究報告書の作成・提出

毎年度、研究代表者は共同研究の進捗状況を研究報告書に記載して作成いただきます。支援終了後は、支援期間内に実施した共同研究の終了報告書を委託研究契約終了後速やかに、作成・提出いただきます。JST からのサイトビジット（研究室訪問等）や終了報告会での発表などご協力いただきます。詳細は、JST 担当者からの指示に従ってください。

3.3 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.5 研究機関の責務等」をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

*研究担当者とは、「研究代表者」および「主たる共同研究者」を指し、研究契約上、研究を中心的に行う者として、その氏名が明記されます。以下の全ての事業・プログラムについて共通です。

戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）／ベルmont・フォーラム／国際緊急共同研究・調査プログラム（J-RAPID）／国際科学技術基盤整備事業／戦略的国際科学技術協力推進事業

3.4 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID),研究交流プログラム,ベルmont・フォーラム CRA(共同研究活動)については原則、直接経費の 10%です。詳細は公募要領本紙(本紙前パート)

を参照してください。

3.4.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費（※2）
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く）の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.14 研究設備・機器の共用促進に係る事項」をご参照ください。

※2 原則、JST は日本側研究者の旅費を、相手国側 FA は相手国側研究者の旅費を負担します。また、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。

研究費（直接経費）として支出できない経費の例は以下の通りです。

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※3）

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.4.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます（国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)、研究交流プロ

グラム、ベルモント・フォーラム CRA(共同研究活動)は原則 10%)。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱い異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

3.5 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。([4.18(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について])。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

令和元年 7 月 5 日改訂

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.19（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中

であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.6 その他留意事項

3.6.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 25 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.6.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

3.6.3 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ウェブサイトを御参照ください。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059

3.6.4 関係法令等への対応の遵守および法令遵守に関する確認書の提出について

国際共同研究を実施するにあたっては、安全保障貿易管理上の取組、生物遺伝資源等に関する規制への対応、個人情報の取扱、生命倫理・安全対策など、法令上必要な手続きを履践する必要があります。

本公募に申請する研究代表者が所属する研究機関は、想定されるリスクの評価と法令上必要な手続きを履践すること、さらには必要に応じて学内等の倫理委員会を開催し承認を得る旨を誓約する確認書を提出していただきます。研究代表者所属機関長確認書は申請書とともに JST に提出してください。手続き上、提出が間に合わないなど、特段の事由に関しては、別途 JST が指定する期日までの提出期限延長の可能な場合があります。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ～ (2) のいずれかにより行ってください。府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を用いた申告方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN JST 公募申請用ダイジェスト版を受講することができます。受講に当たっては、下記 URL より受講登録をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

ダイジェスト版受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、受講済みであること及び修了証に記載されている修了証番号 (修了年月日の右隣にある Ref #等) または受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

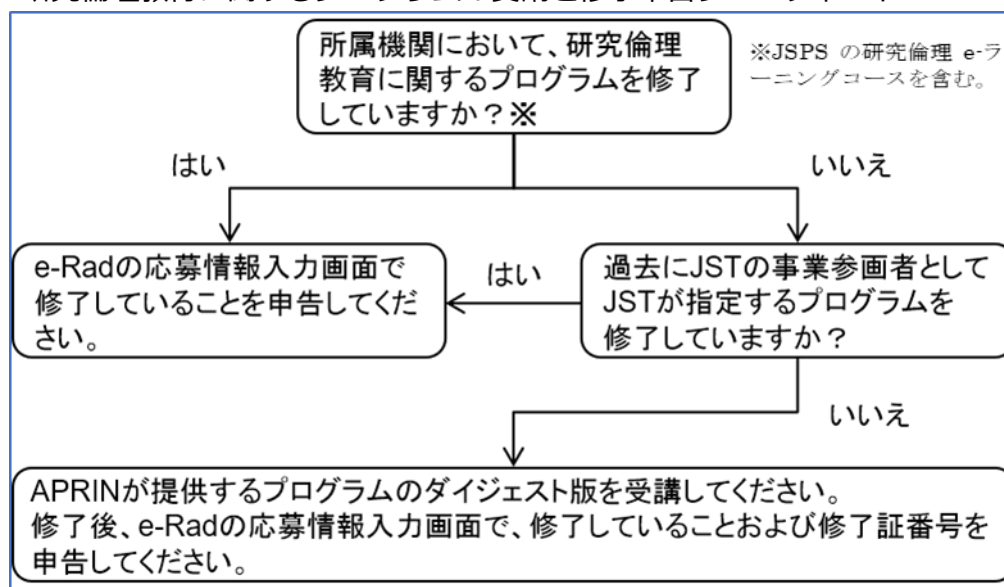
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部 事業実施グループ

E-mail : jointus@jst.go.jp

※メール本文に公募名、研究提案者名・所属、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、採択された場合、研究提案者だけでなく、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.2.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金が不必要

に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

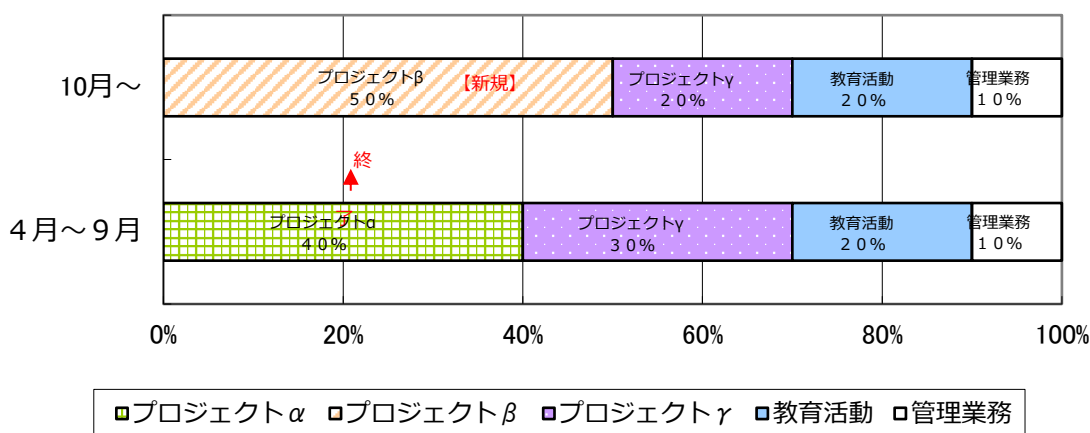
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9 月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10 月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正)

4.2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ i ） 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ ii ） 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※ 1	1：個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2：1 以外	①：社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		②：①及び③以外のもの	2～4 年
		③：社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、令和元年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 30 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日ま

で府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>）を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

- （１）研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- （２）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする(終了時期が 3 月 31 日の場合)。
- （３）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする(終了時期が 3 月 31 日の場合)。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.13 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いいたします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース スカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベース スアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.14 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用

令和元年 7 月 5 日改訂

システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

4.15 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

4.16 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提

令和元年 7 月 5 日改訂

供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

令和元年 7 月 5 日改訂

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 31 年 4 月以降、別途の機会で作成したチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.19 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人が

令和元年 7 月 5 日改訂

ら配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 31 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

令和元年 7 月 5 日改訂

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者	2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3 年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.20 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.21 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、

採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

4.22 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.23 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.24 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合

には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.25 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ウェブサイト

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ウェブサイト

<https://www.cbd.int/>

4.26 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

なお、文部科学省及び厚生労働省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ウェブサイト

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

4.27 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を

得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

4.28 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

4.29 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、J S T は一切責任を負いません。

4.30 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生じた研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

4.31 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

問い合わせ内容	回答
応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	法令遵守等に関する確認書の提出が必要になります。確認書には研究代表者の所属機関の代表の方（大学の場合は総長等。学部長や学科長ではありません）の押印が必要となります。 e-Rad での申請書提出において e-Rad システム上の所属機関の機関承認は必要としていません。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
所属する研究機関による注意事項はありますか。	研究機関が国又は地方公共団体である場合（省の施設等機関含む。国立大学法人等の法人格を有する機関は非該当）、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施していることが必要です。
JST のさがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）／ベルmont・フォーラム／国際緊急共同研究・調査プログラム（J-RAPID）／交流プログラムに既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス“応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等”をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下の通り e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>)を通じて行います。特に以下の点にご留意ください。

- 公募締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、審査の対象とはいたしません。
- e-Rad にログインする際に推奨動作環境
e-Rad の推奨動作環境は IE、Firefox、Chrome、Safari です。ご注意ください。
- 事前に研究者登録が必要です。
詳細は「5.4.1 研究機関、研究者情報の登録」をご参照ください。
- 入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。
画面表示後 1 時間を経過すると強制的にタイムアウトします。画面一番下の「一時保存」を適宜ご活用ください。一時保存又は申請完了されないままタイムアウトになった入力データは保存されませんので十分ご注意ください。
- 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。
研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。

※詳細は「5.4 具体的な操作方法と注意事項」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/>)をご参照ください。

- 公募締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業および引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

5.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

※詳細は、「5.4.1 研究機関、研究者情報の登録」



(2) 公募要領および研究提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、公募要領と研究提案書様式をダウンロードします。

※詳細は、「5.4.2 公募要領および研究提案書の様式の取得」



(3) 研究提案書の作成(10 MB 以内)

※詳細は、「5.4.3 研究提案書の作成」



(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力し、研究提案書をアップロードします。

※詳細は、「5.4.4 e-Rad への必要項目入力」



(5) 研究提案の提出

入力内容を確認し、提出します。

※詳細は、「5.4.5 研究提案書の提出」

5.4 具体的な操作方法と注意事項

5.4.1 研究機関、研究者情報の登録

(※既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です)

- (1) 研究機関は、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）より研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。
- (2) 日本側研究代表者（PI）および日本側主たる共同研究者（co-PI）は、応募時まで e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります。取得手続きは以下の通りです。2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。詳細は、ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等をご参照ください。

○ 国内の研究機関に所属する研究者

- ・ 作業者：研究機関の事務担当者
- ・ 登録内容：研究機関および研究者情報

○ 国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者

(採択時点で日本の研究機関に所属している必要があります)

- ・ 作業者：日本側研究代表者本人
- ・ 登録内容：研究者情報

5.4.2 公募要領および研究提案書の様式の取得

- (1) ポータルサイト画面右上の「ログイン」をクリック。

The screenshot shows the e-Rad portal site. The top navigation bar includes a 'ホーム' (Home) link and a 'ログイン' (Login) button highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a section for '現在募集中の公募' (Current public calls for applications) with a list of recent calls. On the right side, there is a 'よくある質問と答え' (Frequently Asked Questions) section. The main content area features a 'ログイン' (Login) form with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), both with question mark icons. A red box highlights the 'ログイン' button at the bottom of the form. A red arrow points from the 'ログイン' button in the top right corner to the 'ログイン' button in the login form.

(2) 研究代表者のログイン ID、パスワードでログイン。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時、初回設定が求められます。

(3) グローバルメニューの①「新規応募」にカーソルを合わせた後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。



(4) 【検索条件】から簡易検索し、提案をしたい公募名をクリック。

※ 公募名等をご確認ください。

公開中の公募一覧
現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: 公募名 H30 [部分一致]

表示件数: 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア 検索

公開中の公募一覧

・公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
・応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

検索結果のダウンロード

公募年度	配分機関	公募名	応募 単位	機関の 承認の要否	締切日時	機関内 締切日時	応募
2018	国立研究開発法人科学技術振興機構	H30_第10期「○○○○○○○ (公募名)」 [NEW]	研究者 単位	不要	2018/06/05 12時00分		応募する >

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

[illegible]

研究提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。

研究提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

公募要領別紙-47

作成にあたっての注意点

- ・ e-Rad にログインする際に推奨動作環境をご確認ください。e-Rad の推奨動作環境は IE、Firefox、Chrome、Safari です。
- ・ PDF に変換した研究提案書の容量は、【10 MB 以内】としてください(なお 10 MB を超えるファイルは、アップロードできません)。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 研究提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります

5.4.4 e-Rad への必要項目入力

(1) 公募の検索

応募をしたい公募の「応募する」をクリック。

公開中の公募一覧
現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: 公募名 H30 [部分一致]

表示件数: 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア 検索

公開中の公募一覧

・ 公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
・ 応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

1～1件 (全1件)

公募年度	配分機関	公募名	応募 単位	機関の 承認の要否	締切日時	機関内 締切日時	応募
2018	国立研究開発法人科学技術振興機構	H30_第1期公募「○○○○○○○ (公募名)」 [NEW]	研究者 単位	不要	2018/06/05 12時00分		応募する

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

応募に当たっての注意事項

以下の注意事項をお読み、承諾した上で応募してください。

応募をする前にお読みください

1. 「応募単位」の区分によって研究者自身では応募できない場合があります。
公募には「応募単位」という区分があり、「研究者」と「研究機関」の2つの単位があります。
※対象の公募の単位は、「公開中の公募一覧」画面（この画面の前の画面）の「応募単位」列で確認可能です。

公募年度・配分種類	公募名	応募 単位①
2017 ○○○○ ○個人	募集要項 研究支援	研究者 → 「研究者」単位の場合 研究者の方が応募を行うことができます。
2017 ○○○○ ○法人	募集要項 研究開発	研究機関 → 「研究機関」単位の場合 研究機関の専任代表者が応募を行う公募であり、 研究者自身から応募を行うことはできません。

※「研究機関」単位の応募をする場合は、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。

・PC等の利用環境の確認
パソコンのOS、ブラウザ等が推奨環境であることを確認の上で応募してください。
※推奨環境以外でご利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
[e-Radの推奨環境を確認はこちら](#)

・配信機関からの注意事項

注意事項はありません。【手続】ボタンをクリックしてください。

戻る

承諾して応募する ➤

1. 一時保存

[illegible]

The screenshot shows the e-Red logo and navigation menu. The '新報記事' (New News) tab is highlighted with a red box. Below the menu, the '新報記事' section is also highlighted with a red box, showing a list of news items. The first item is '新報記事' (New News) with a date of 2015/12/10 12:00. The second item is '一時保存データの取入れ再開' (Restarting the upload of temporary saved data), which is also highlighted with a red box. To the right of the news list, there are links for '外部検索システム' (External Search System), '科研費電子申請システム' (Research Fee Electronic Application System), 'researchmap', and 'ID連携' (ID Linkage).

「申請可能な手続きへ」をクリックすると応募情報登録(修正)画面が表示されます。

課題年度(西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の状況	申請の種別(ステータス)	編集/各種申請/更新報告
2018	18020710	H30 国際部「○○○○○○(公募名)」	18020710	独立行政法人科学技術振興機構	応募中	申請者選定中一時保存	申請可能な手続きへ

申請課題情報を確認し、「編集」をクリック。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度: 2018年度
事業名: 国際科学技術共同研究推進事業
公募名: H30 国際部「○○○○○○(公募名)」
課題ID: 18020710
採択番号: -
研究機関名: -

状況(ステータス): 課題状況: 応募中
ステータス履歴: 申請状況: 一時保存

応募

状況	編集	削除	更新	取り下	閲覧	修正依頼
応募中	編集	削除			閲覧	修正依頼

(2) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

応募(修正)

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度/公募名: 2018年度 / H30 国際部「○○○○○○(公募名)」

課題ID/研究機関課題名: 18020710 /

研究期間(西暦): 必須 (開始) 年度から(終了) 年度まで

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

①～④のタブ

戻る 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容変更履歴のプレビュー 入力内容の確認

この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブ名称をクリックすることでタブ間を移動します。

「研究開発課題名」に「研究提案書」の「研究課題名（英語）：相手国側 NSF へ提出課題名と同じ内容。冒頭の“JST”は省略。」を入力してください。

※公募名等をよくご確認ください。

※研究課題名は採択者公表時に公開されます。

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況 | 業績情報 | 略歴情報

基本情報

研究期間（西暦） 必須 最短研究期間：3年 最長研究期間：4年
 （開始） 年度から（終了） 年度まで

研究分野（主） 細目名 必須

キーワード 必須

選択してください ☐

その他のキーワードを設定する

研究分野（副）を設定する

研究目的 必須

研究概要 必須

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル 必須	[pdf]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料	Form 1J	[PDF (PDF)]	10MB 参照 クリア 削除
	Form 2J	[PDF (PDF)]	10MB 参照 クリア 削除

①「基本情報」タブ

■ 基本情報

研究期間(開始)：日本側委託研究開始の「2019」年度を入力

研究期間(終了)：日本側委託研究終了の「2020」年度を入力

研究分野(主・副)/研究の内容：

「研究の内容を検索」をクリックし、別画面の検索から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容を一覧から選択。

研究分野(主・副)/キーワード：

1 行につき 1 つのキーワードを記入してください。必要に応じて行を追加してください。

研究目的：

研究提案の目的（申請書 Form1J の「5-2. 共同研究の目的」）を 300 字以内（句読点含む。）で記述してください。この項目は日本語で記入してください。

研究概要：

研究提案の概要（申請書 Form1J の「4. 研究概要」）を 350 字以内（句読点含む。）で記述してください。この項目は日本語で記入してください。

■ 基本情報-申請情報

「参照」をクリックし、NSF へ提出の研究提案書（英語）PDF、Form1J（日本側応募申請書）PDF、Form2J（日本側予算フォーム）PDF、Form3J（日本側研究代表者所属機関長確認書）PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

The screenshot displays the 'Basic Information' tab of an application form. The 'Basic Information' section includes fields for 'Research Period (West)', 'Research Field (Main)', 'Keywords', and 'Research Purpose'. The 'Basic Information - Application Documents' section is highlighted with a red box and contains a table for uploading documents.

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料	Form 1J	[PDF (PDF)]	参照 クリア 削除
	Form 2J	[PDF (PDF)]	参照 クリア 削除

At the bottom of the table, there is an 'アップロード' (Upload) button.

②「研究経費・研究組織」タブ

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費	500,000千円	(設定なし)
間接経費	(設定なし)	-

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

		2018年度	2019年度	2020年度	20	合計
直接経費	直接経費 必須	千円	千円	千円		0千円
	小計	0千円	0千円	0千円		0千円
間接経費	ここでは「0」を入力 必須	千円	千円	千円		0千円
	合計	0千円	0千円	0千円		0千円

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

研究者 を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) ? 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 10000142 基礎研 市ヶ谷 (キソケン イチ ガヤ)	独立行政法人科学技術振興 研究部 主査/その他	 なし 	0 千円 0 千円				

選択行の削除

行の追加

選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する

▼ 任意項目を表示

■研究経費

「1.費目ごとの上限と下限」を確認の上、下記のように「2.年度別経費内訳」を記入してください。**なお、①「基本情報」タブの「基本情報／研究期間」を先に入力しないと、「2.年度別経費内訳」での年度別の研究費入力が出来ません。**

日本側チーム全体の研究費を年度ごとに千円単位で入力します。千円以下は切り捨てます。研究期間、直接経費と間接経費の上限額については公募要領をご確認ください。

■研究組織

本応募に関する研究代表者（PI）および主たる共同研究者（co-PI）の氏名、所属研究機関等の情報を入力します。

なお、研究代表者は以下の点にご留意のうえ、入力してください。

- ・主たる共同研究者が存在する研究体制の場合は、画面下方の「行の追加」をクリックして現れる欄に入力してください。
- ・主たる共同研究者の e-Rad への登録が公募締切までに間に合わない場合は、暫定的に研究代表者に合算してください。公募締切後、入力のできなかつた主たる共同研究者の研究者情報を JST 公募事務局へ速やかにご連絡ください。

③「個別項目」タブ

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況	略歴情報
【個別項目1】本公募要領別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をよく読み、記載事項に則った応募であることを確認していますか。 必須 ☐ 記載事項を読み、記載事項に基づく応募であると確認しました。				
【個別項目2】研究活動を行うにあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。 必須 ☐ ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。				
【個別項目3】研究活動を行うにあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正文科科学大臣決定）」を遵守することを誓約しますか。 必須 ☐ ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。				
【個別項目4】本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。 必須 ☐ 研究不正行為を行わないことを誓約します。				
【個別項目5】本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。 必須 ☐ 行われていないことを誓約します。				
【個別項目6】公募要領別紙（日本側応募者への応募にあたっての注意事項）を確認し、研究倫理の教育プログラムの受講状況について回答してください。 必須				
【個別項目7】APRIN e-ラーニングプログラム/CITI Japan e-ラーニング修了証番号（受講者のみ）				
【アンケート】本公募をどのように知りましたか。 必須				
【アンケート】で「(10) その他」と回答した場合、具体的に内容を教えてください。				

画面に従って入力。なお、入力項目名の「？」マークにカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。【確認】と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

《ポイント：「個別項目 1～7」入力時の注意点》

◆ 個別項目 1

公募要領を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。確認が済んだら、「記載事項をよく読み、記載事項に基づく応募であると確認しました」をチェックします。

◆ 個別項目 2

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

◆ 個別項目 3

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

◆ 個別項目 4

研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約する場合は、「研究不正行為を行わないことを誓約します。」をチェックします。

◆ 個別項目 5

研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約する場合は、「行われていないことを誓約します。」をチェックします。

◆ 個別項目 6

「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をよく読み、研究代表者の研究倫理に関する教育プログラムの受講状況について（1）または（2）のいずれかを選択し申告・登録をしてください。

(1) 所属研究機関で受講済

申請時点で所属研究機関の研究倫理に関する教育プログラムを受講済みの場合は選択してください。

(2) 所属研究機関以外で受講済

過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI 含む)、JSPS の研究倫理 e-ラーニングコースなどを受講済みの場合は選択してください。

過去に受講したことがなく、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、eAPRIN ダイジェスト版を受講してください。受講修了した上で、選択してください。受講に当たっては、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

◆ 個別項目 7

所属研究機関や JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI、ダイジェスト版を含む)を受講済みである場合は、同 e-ラーニングプログラムの修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の右隣にある Ref #等)または受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD)を入力してください(複数修了証番号をお持ちの場合、いずれかを入力してください)。

④「応募・受入状況」タブ

作業不要です。

5.4.5 研究提案書の提出

画面右下の「入力内容の確認」をクリック。

公募年度/公募名 | 2018年度 / H30 国政部「〇〇〇〇〇〇 (公募名)」

課題ID/研究機関課題名 | 18020710 / 見本

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

基本情報

研究期間 (両側) | 必須 | 最終研究期間: 1年 最長研究期間: 6年
(開始) 2018 年度から(終了) 2021 年度まで

研究分野(主) | 研究の内容 | 必須 | 研究の内容を検索 | クリア

キーワード | 必須 | キーワード | 削除

見本

行の追加 | 選択行の削除

戻る | 以前の課題をコピーする | 一時保存 | 応募内容検索書のプレビュー | 入力内容の確認

■エラーについて

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、入力画面最上部および当該項目にエラーメッセージが表示されます。

問題箇所を含むタブおよび当該項目に×マークが表示されますので、メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下の「この内容で提出」をクリック（実行が完了するまでに時間がかかる場合があります）

提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで研究提案書は JST へ提出されたこととなります。提出後は、次の「応募情報状況の確認」の通り、正常に応募が完了していることを確認してください。

5.4.6 応募情報状況の確認

メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックして表示される②「応募課題情報管理」をクリック。正常に提出されていれば、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。

課題年度（西暦）	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題の 状態	申請の種 類（ステータス）	編集/各種申請、 実績報告
2018	18020710	H30 国産部「○○○○○○○（公募名）」	18020710	独立行政法人科学技術振興機構 科学 次郎	応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ

5.4.7 提出した応募情報の修正「引き戻し」について

研究提案提出後でも、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集することができます。

(1) グローバルメニューの①「提出済の課題」にカーソルを合わせると表示される②「課題一覧」をクリック。もしくはクイックメニューの③「提出済の研究課題の管理」をクリック。

(2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究種別名 研究代表者	課題の 状態	申請の種 類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2018	18020710	H30 国際部「○○○○○○○ (公募名)」	18020710	独立行政法人科学技術振興機構 科学 次郎	応募中	申請者処 理中 一時保存	申請可能な 手続きへ

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

(3) 応募課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度	2018年度
事業名	国際科学技術共同研究推進事業
公募名	H30 国際部「○○○○○○○ (公募名)」
課題ID	18020710
採択番号	-
研究開発課題名	-
状態 (ステータス)	課題状態 応募中 申請状態 一時保存

ステータス履歴検索

応募

状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		閲覧	

5.4.8 研究提案の JST による受理

申請を完了するためには、相手国側研究者から相手国側対応機関への申請を行う等、別途必要な手続きが設定されています。詳しくは公募要領本紙をご確認ください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。

正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。(相手国側との調整で数ヶ月要します)

検索結果							
1～1件 (全1件)							
課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の 状態	申請の種 類 (ステータ ス)	編集/各種申請、 実績報告
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者			
2018	18020 710	H30 国際部「○○○○○○○ (公募名)」	18020710	独立行政法人科学技 術振興機構	応募済	受理済	申請可能な 手続きへ
			-	科学 次郎			

1～1件 (全1件)

5.5 その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください（応募書類のフォーマットは変更しないでください）。公募締切後の申請情報の修正および応募書類の差替え等は固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

■ e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

■ 問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章および e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 国際部事業実施 グループ	jointus@jst.go.jp ＜お問い合わせはなるべく電子メールで お願いします（お急ぎの場合を除く）＞ 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間：10:00～12:00、13:00～ 17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

●改訂履歴

令和元年 7 月 5 日：

- ・公募要領本紙-1：米国側の公募案内（DCL）ページの URL を追記しました。
- ・公募要領本紙-3：米国側配分研究費額の誤記を修正しました。誤：総額上限 750 万米ドル→
正：総額上限 7.5 万米ドル
- ・公募要領別紙-21、-57：2019 年 7 月より eAPRIN ダイジェスト版サイトが移行しました。ダイ
ジェスト版受講確認書について追記し、URL を最新に変更しました。